

地域密着型特別養護老人ホーム「鶴のまどい」料金一覧表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会
令和3年8月1日現在

介護度	居室	サービス費	31日のサービス費	サービス提供強化加算Ⅰ	褥瘡マネジメント加算(3カ月に一回)	夜勤職員配置加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ(イ)	看護体制加算Ⅱ(イ)	サービス費計	負担限度額	居住費	31日の居住費	食費	31日の食費	総合計
要介護1	個室	661	20,491	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	23,694	第1段階	820	25,420	300	9,300	58,414
										第2段階	820	25,420	390	12,090	61,204
										第3段階①	1,310	40,610	650	20,150	84,454
										第3段階②	1,310	40,610	1,360	42,160	106,464
										第4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	130,675
要介護2	個室	730	22,630	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	25,833	第1段階	820	25,420	300	9,300	60,553
										第2段階	820	25,420	390	12,090	63,343
										第3段階①	1,310	40,610	650	20,150	86,593
										第3段階②	1,310	40,610	1,360	42,160	108,603
										第4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	132,814
要介護3	個室	803	24,893	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	28,096	第1段階	820	25,420	300	9,300	62,816
										第2段階	820	25,420	390	12,090	65,606
										第3段階①	1,310	40,610	650	20,150	88,856
										第3段階②	1,310	40,610	1,360	42,160	110,866
										第4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	135,077
要介護4	個室	874	27,094	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	30,297	第1段階	820	25,420	300	9,300	65,017
										第2段階	820	25,420	390	12,090	67,807
										第3段階①	1,310	40,610	650	20,150	91,057
										第3段階②	1,310	40,610	1,360	42,160	113,067
										第4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	137,278
要介護5	個室	942	29,202	(@22×31日) 682	10	(@46×31日) 1,426	(@12×31日) 372	(@23×31日) 713	32,405	第1段階	820	25,420	300	9,300	67,125
										第2段階	820	25,420	390	12,090	69,915
										第3段階①	1,310	40,610	650	20,150	93,165
										第3段階②	1,310	40,610	1,360	42,160	115,175
										第4段階	2,006	62,186	1,445	44,795	139,386

※ 利用者負担段階の認定の要件は次のとおりです

利用者負担段階	対象者
第1段階	・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護受給者
第2段階	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額が120万円超の方
第4段階	・上記、利用者負担第1段階～第3段階②以外の方



○初期加算(1日30円/30日以内)・入院、外泊時加算(1日246円/月6日間限度)・入納管理費(月100円)・介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)
・看取り介護加算Ⅰ(死亡日以前4日以上30日以下1日につき144円、死亡日以前2日又は3日、1日につき680円、死亡日1日につき1,280円、死亡日以前31日以上45日以下1日につき72円)・個別機能訓練加算Ⅰ(1日12単位)等が加算となる場合があります。

短期入所生活介護事業所「鶴のまどい」料金一覧表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

令和3年8月1日現在

介護度	居室	サービス費	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス提供 強化加算Ⅰ	サービス費 1日計	負担限度額	1日の 居住費	1日の 食費	1日の 総合計
要支援1	個室	523	/	22	545	第1段階	820	300	1,665
						第2段階	820	600	1,965
						第3段階①	1,310	1,000	2,855
						第3段階②	1,310	1,300	3,155
						第4段階	2,006	1,445	3,996
要支援2	個室	649	/	22	671	第1段階	820	300	1,791
						第2段階	820	600	2,091
						第3段階①	1,310	1,000	2,981
						第3段階②	1,310	1,300	3,281
						第4段階	2,006	1,445	4,122
要介護1	個室	696	18	22	736	第1段階	820	300	1,856
						第2段階	820	600	2,156
						第3段階①	1,310	1,000	3,046
						第3段階②	1,310	1,300	3,346
						第4段階	2,006	1,445	4,187
要介護2	個室	764	18	22	804	第1段階	820	300	1,924
						第2段階	820	600	2,224
						第3段階①	1,310	1,000	3,114
						第3段階②	1,310	1,300	3,414
						第4段階	2,006	1,445	4,255
要介護3	個室	838	18	22	878	第1段階	820	300	1,998
						第2段階	820	600	2,298
						第3段階①	1,310	1,000	3,188
						第3段階②	1,310	1,300	3,488
						第4段階	2,006	1,445	4,329
要介護4	個室	908	18	22	948	第1段階	820	300	2,068
						第2段階	820	600	2,368
						第3段階①	1,310	1,000	3,258
						第3段階②	1,310	1,300	3,558
						第4段階	2,006	1,445	4,399
要介護5	個室	976	18	22	1,016	第1段階	820	300	2,136
						第2段階	820	600	2,436
						第3段階①	1,310	1,000	3,326
						第3段階②	1,310	1,300	3,626
						第4段階	2,006	1,445	4,467

※利用者負担段階の認定の要件は下記のとおりです

第1段階

- ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者の方
- ・生活保護受給者

第2段階

- ・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方

第3段階①

- ・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

第3段階②

- ・世帯全員が住民税非課税であって、前年の合計所得金額と年金収入額が120万円超の方

第4段階

- ・上記、利用者負担第1段階～第3段階②以外の方



○出納管理費(月100円)・送迎加算(片道184円)・介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)

・緊急短期入所受入加算(1日90円/7日間を限度) ※やむを得ない事情は14日間を限度)等が加算となる場合がございます。

基準該当(自立支援)短期入所事業所「鶴のまどい」料金表

社会福祉法人鶴田町社会福祉協議会

令和3年8月1日現在

☆介護給付費対象サービス

※鶴田町で負担いたします。

◎ 基本部分

1 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	1日	767円
2 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	1日	235円

◎ 加算部分

1 短期利用加算	1日につき加算	30円
2 栄養士配置加算(Ⅰ)	1日につき加算	22円
3 食事提供加算	1日につき加算	48円
4 送迎加算	片道につき加算	186円
5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき加算所定単位×86/1000	

☆介護給付費対象外サービス

※以下のとおり、自己負担となります。

◎ 食費

基準費用額 1日 **1,445円**(朝食**365円** 昼食**576円** 夕食**504円**)

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1日あたり	300円	390円	650円	1,445円

◎ 滞在費

基準費用額 1日 2,006円(ユニット型個室)

負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
1日あたり	820円	820円	1,310円	2,006円

※本人負担計算例

①利用者負担認定:第3段階

3泊4日(夕食からご利用の場合)

	食費	金額	滞在費
1日目	夕食から算定	504円	1,310円×4日分=5,240円
2日目以降	650円×3日=	1,950円	
		本人負担合計	7,694円

②利用者負担認定:第3段階

3泊4日(朝食からご利用の場合)

食費	650円×4日分=	2,600円
滞在費	1,310円×4日分=	5,240円
	本人負担合計	7,840円

※利用者負担段階の認定要件は下記のとおりです

第1段階

- ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

第2段階

- ・市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
(遺族年金・障害年金は非課税年金となり、課税年金収入額には含まれません)

第3段階

- ・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第1段階・第2段階以外の人

第4段階

- ・上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方

※鶴田町役場町民生活課で証明をいたします。